

☆ふるさと納税をされた方へ

令和5年中に特例控除の対象となるふるさと納税をされた方で、寄附先の都道府県、市区町村に「申告特例申請書」（ワンストップ特例申請書）を提出された方であっても、市民税・県民税申告書を提出される場合は、寄附金税額控除を改めて申告する必要があります。つきましては、申告書「14 寄附金に関する事項」の「都道府県、市区町村分」に寄附金額を記入し、寄附金の受領書又は領収書を添付してください。

*所得税において寄附金控除の適用を受けようとする場合は、税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要があります。その場合は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

令和6年度 市・県民税申告書の手引き

市・県民税の申告書は、市・県民税、森林環境税（国税）、国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料等を算出する基礎となるほか、所得証明書・（非）課税証明書などを発行する場合の重要な資料となります。

申告書の提出には…個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認が必要です

- ◆ 受付時には、マイナンバーカード等※を提示してください（郵送の場合は第二表に写しを添付してください）。なりすましや取り違えを防止するため、本人確認（番号確認と身元確認）を行います。

※詳細は、このページの（申告に必要なもの）2 本人確認できる書類や第二表をご確認ください。

※扶養親族等の方の本人確認できる書類の提示・添付は必要ありません。

※申告者ご本人以外の方が申告書を提出される場合は、申告者ご本人の本人確認できる書類（写し可）を持参してください。

市・県民税の申告が必要な方

- ◆ 令和6年1月1日現在、榎原市に住所があり、下記に該当する方
 - 1 営業・農業・不動産・配当・一時所得等の所得のある方
 - 2 給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
 - ・給与所得以外に20万円以下の所得があった方 ※給与所得以外の所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です。
 - ・所得税の確定申告の必要はないが、市・県民税の所得控除を受ける方
 - 3 公的年金等の所得者で所得税の確定申告の必要はないが、市・県民税の所得控除を受ける方
 - 4 収入がなかった場合でも次のような方は市・県民税の申告が必要となります
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入されている方
 - ・児童手当などの受給資格の認定を受ける方
 - ・保育園児の保護者の方
 - ・公営住宅に入居されている方
 - ・その他福祉サービスを受ける方
 - ・所得の証明書が必要となる方
- ◆ 令和6年1月1日現在、榎原市に住所はないが、榎原市内に事業所・事務所又は家屋敷を持っている方

市・県民税の申告の必要がない方

- 1 税務署へ所得税の確定申告をされる方 ※所得税の納付および還付の場合は、確定申告が必要です。
- 2 令和5年中の収入が給与所得だけで、年末調整が済み、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている方
- 3 令和5年中の収入が公的年金の所得だけで、確定申告の必要がなく、市・県民税の控除も受ける必要がない方
- 4 市内に住んでいる親族の扶養にとられている方

申告に必要なもの

- 1 市・県民税申告書：この手引きを参考に記入してください。
- 2 本人確認できる書類：マイナンバーカード もしくは通知カード*1と運転免許証等の身元確認書類*2
 - ※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
 - ※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理（番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと）をお願いします。
- 3 源泉徴収票や支払調書（令和5年中の収入）※郵送で提出する場合、添付の義務はありません。
 - ：給与・公的年金・報酬など（源泉徴収票が無い場合は、毎月の給与明細など1年間の収入がわかるもの）
- 4 所得控除の領収書や証明書など（令和5年中に支払ったもの）
 - ：医療費・生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料・国民年金保険料・寄附金・障害者手帳・学生証 など。詳しくはP4P5を参照ください。
 - ※所得控除の申告をしなくても市・県民税が非課税の場合には、所得控除を受ける必要はありません。
- 5 収支内訳書：営業・農業・不動産等の所得がある方は、収入・経費・所得などを記入した収支のわかるもの。
 - 郵送で申告書を提出する場合には、必要書類を申告書第二表に貼付し、記入した申告書第一表と一緒に郵送してください。

市・県民税申告書の送付先及び問い合わせ先

榎原市役所市民税課（市民税担当） 〒634-8509 奈良県榎原市内膳町1丁目1番60号 TEL0744-22-4001（代表）
午前8：30～午後5：15（土、日曜日、祝日は休みです。） TEL0744-47-2634（直通）

住所 (1月1日現在) 現住所 フリガナ 氏名 生年月日 大昭平令

通知書番号 業種又は職業 電話番号 個人番号 世帯主の氏名 続柄 申告者以外の方が提出する場合 提出者の氏名 続柄

第一表

◎ 1 収入金額等 ・ 2 所得金額 の記入方法について

【公的年金等の所得のある方】

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所 (フリガナ) 氏名

区分 支払金額

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分
 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分
 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分
 所得税法第203条の3第7号適用分

本 人 配偶者 控除対象扶養親族
 障害者 障害者 ひとり親 基礎 一般 老人 特定 老人

源泉徴収対象配偶者 控除 区分 氏名

支払者 所在地 名称

【給与所得のある方】

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

種別 整理番号

(受給者番号) (個人番号) (役職名) (フリガナ) 氏名

所得控除の額の合計額 源泉徴収税額

障害者数 16歳未満扶養親族数 障害者の数 (本人を除く) 非居住者である親族の数
 その他 特別 その他

源泉徴収対象配偶者 配偶者(特別) 控除対象扶養親族 (配偶者を除く)
 の有無等 老人 控除の額 特定 老人

社会保険料等の金額 生命保険料の控除額

(摘要)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除 ⑬ 社会保険の種類 支払った保険料の額 社会保険の種類 支払った保険料の額

生命保険料控除 ⑮ 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計

地震保険料控除 ⑯ 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計

障害者控除 ⑰ 障害者控除 ⑱ 障害者控除 ⑲ 障害者控除

扶養控除 ⑳ 扶養控除 ㉑ 扶養控除 ㉒ 扶養控除

16歳未満の控除対象扶養親族 ㉓ 16歳未満の控除対象扶養親族 ㉔ 16歳未満の控除対象扶養親族 ㉕ 16歳未満の控除対象扶養親族

雑損控除 ㉖ 雑損の理由 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補てんされる金額 差引損失のうち災害関連支出の金額

医療費控除 ㉗ 支払った医療費 保険金などで補てんされる金額

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

所得控除の記入方法は、4・5ページをご覧ください。

1 収入金額等 2 所得金額 3 所得から差し引かれる金額

営業等 ア
 農業 イ
 不動産 ウ
 利子 エ
 配当 オ
 給与 カ
 公的年金等 キ
 業務 ク
 その他 ケ
 短期 コ
 長期 サ
 一時 シ

社会保険料控除 ⑬
 小規模企業共済等掛金控除 ⑭
 生命保険料控除 ⑮
 地震保険料控除 ⑯
 寡婦、ひとり親控除 ⑰～⑱ 0,000
 障害者控除 ⑲～⑳ 0,000
 配偶者(特別)控除 ㉑～㉒ 0,000
 扶養控除 ㉓ 0,000
 基礎控除 ㉔ 0,000
 ⑬から㉔までの計 ㉕
 雑損控除 ㉖
 医療費控除 ㉗
 合計 ㉘

計算表① 公的年金等の雑所得の計算

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満	130万円以下	(A)-60万円 ※	(A)-50万円 ※	(A)-40万円 ※
	130万円超 410万円以下	(A)×0.75-27万5千円	(A)×0.75-17万5千円	(A)×0.75-7万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×0.85-68万5千円	(A)×0.85-58万5千円	(A)×0.85-48万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×0.95-145万5千円	(A)×0.95-135万5千円	(A)×0.95-125万5千円
	1,000万円超	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円
65歳以上	330万円以下	(A)-110万円 ※	(A)-100万円 ※	(A)-90万円 ※
	330万円超 410万円以下	(A)×0.75-27万5千円	(A)×0.75-17万5千円	(A)×0.75-7万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×0.85-68万5千円	(A)×0.85-58万5千円	(A)×0.85-48万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)×0.95-145万5千円	(A)×0.95-135万5千円	(A)×0.95-125万5千円
	1,000万円超	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円

※計算上マイナスとなる場合は0円と記入してください。
 “令和5年分公的年金等の源泉徴収票”の「支払金額」をキに記入してください。雑所得金額は計算表①から求め⑦に記入してください。
 ・2か所以上から公的年金等の支払がある場合には、支払金額の合計額をキに、雑所得金額⑦は計算表①から求め記入してください。
 ・公的年金等以外の雑所得(業務・その他)については、「給与、公的年金以外の所得のある方」の表を参考に記入してください。

計算表② 給与所得金額の計算

給与の収入金額 (A)	給与所得金額
161万9,000円未満	(A)-55万円 ※
161万9,000円以上162万円未満	106万9,000円
162万円以上162万2,000円未満	107万円
162万2,000円以上162万4,000円未満	107万2,000円
162万4,000円以上162万8,000円未満	107万4,000円
162万8,000円以上180万円未満	(A)÷4(千円未満切捨)×2.4+10万円
180万円以上360万円未満	(A)÷4(千円未満切捨)×2.8-8万円
360万円以上660万円未満	(A)÷4(千円未満切捨)×3.2-44万円
660万円以上850万円未満	(A)×0.9-110万円
850万円以上 ※1	(A)-195万円

※計算上マイナスとなる場合は0円と記入してください。
 “令和5年分給与所得の源泉徴収票”の「支払金額」をカに、「給与所得控除後の金額」を⑥に記入してください。源泉徴収票に「給与所得控除後の金額」が記載されていない場合は計算表②から所得金額を求め⑥に記入してください。
 ・2か所以上から給与の支払がある場合には、支払金額の合計額をカに、所得金額は計算表②から求め⑥に記入してください。

【給与、公的年金以外の所得のある方】

収入金額の種類	所得の算出方法及び記入の仕方
ア 営業等	販売・飲食・製造・建設・サービス業・外交員・大工などによる収入 収支明細(申告第二表裏面)を作成し、収入金額、所得金額をそれぞれ申告第一表の該当する欄へ記入します。
イ 農業	農産物の生産・果樹の栽培・家畜の飼育などによる収入 ・営業等収入はア、営業等所得は①へ ・農業収入はイ、農業所得は②へ ・不動産収入はウ、所得は③へ
ウ 不動産	アパート・貸家・貸間・貸地・駐車場などによる収入
エ 利子	公社債及び預貯金の利子などの収入 収入金額をエ、所得金額を④に記入します。
オ 配当	株式の配当・余剰金の分配金などによる収入 申告書裏面8を記入し、収入金額をオ、所得金額を⑤に記入します。なお、配当割額控除を受けようとする人は、申告書裏面16へ記入します。
ク・ケ 雑	業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な収入 申告書裏面9を記入し、収入金額をク・ケ、求めた所得金額を⑧・⑨に記入します。雑(公的年金)所得もある場合は合計した所得額を⑩に記入します。 その他 生命保険契約等に基づく個人年金・互助年金など他の所得にあてはまらない収入
コ・サ 総合譲渡	土地・建物以外の資産(機械・特殊権・ゴルフ会員権など)の譲渡による収入 申告書裏面10の計算書を利用し、収入金額を申告書表面コ・サに、所得金額を⑪に記入します。
シ 一時	生命保険等の満期受取金や損害保険等の満期返戻金などの収入 申告書裏面10の計算書を利用し、収入金額を申告書表面シに、所得金額を⑪に記入します。

公的年金等の雑所得と給与所得金額両方ある場合

所得金額調整控除の計算

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。該当される方は、下記の計算式より控除金額を求め、給与所得金額から差し引いた金額を⑥に記入してください。

○給与所得金額および公的年金等雑所得の金額があり、給与所得金額と公的年金等雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}) - 10\text{万円} \quad (\text{最大10万円})$$

※1 給与等の収入が850万円を超える方につきましては、さらに別の所得金額調整控除が適用される場合がありますので、手引きの6ページを参照してください。

◎ 3・4 所得から差し引かれる金額に関する事項の記入方法について

種 類	控除の要件等	控 除 額 等
⑬社会保険料控除	令和5年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料・国民年金保険料・その他健康保険等を支払った場合	控除額…支払額全額 ※適用には領収証又は支払証明書等が必要ですが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については添付は不要です ※給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付は不要です
⑭小規模企業共済等掛金控除	令和5年中にあなたが支払った、小規模企業共済・心身障害者扶養共済・確定拠出年金法に基づく個人型年金の掛金などを支払った場合	※生計を一にする配偶者等の年金から特別徴収(天引き)されている国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料はあなたの控除の対象になりません
⑮生命保険料控除(一般の保険料)	令和5年中にあなたや、あなたの配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて保険料等を支払った場合	控除額…5頁計算表③に基づき算出した額 ※適用には控除証明書が必要ですが、平成23年12月31日以前に契約した一般の保険料(旧一般保険料)で一契約9,000円以下のものについては添付は不要です ※給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付は不要です
⑯生命保険料控除(介護医療分の保険料)	令和5年中にあなたや、あなたの配偶者やその他の親族を受取人とする介護医療保険契約等に基づいて保険料等を支払った場合	控除額…5頁計算表④に基づき算出した額 ※適用には控除証明書が必要ですが、平成23年12月31日以前に締結した長期損害保険契約については従来どおりの損害保険料控除が適用されます
⑰地震保険料控除	令和5年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者や、その他の親族を受取人とする地震保険契約等に基づいて保険料等を支払った場合	控除額…5頁計算表④に基づき算出した額 ※適用には控除証明書が必要ですが、平成23年12月31日以前に締結した長期損害保険契約については従来どおりの損害保険料控除が適用されます
⑱寡婦控除	あなたが次のいずれかに該当し、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ・夫と死別し、または離婚した後婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族がある ・夫と死別後婚姻していない人や、夫の生死が明らかでない人	控除額…寡婦控除 26万円 ひとり親控除 30万円 ※寡婦・ひとり親控除という生計を一にする子は、合計所得金額が48万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていない子に限り、世帯主の場合は世帯員に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載ある方がいる場合は対象外 世帯員の場合、世帯主との続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の場合は対象外
⑲ひとり親控除	あなたが配偶者と死別、または離婚した後、婚姻していない人や配偶者の生死が明らかでない人、未婚のひとり親の人で生計を一にする子が有り、かつ、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人の場合	控除額…26万円 ※適用には在学証明書などが必要ですが
⑳障害者控除	あなたが学生、生徒などで自己の勤労に基づく給与所得等の合計所得金額が75万円以下で、かつ、その所得のうち自己の勤労によらない所得(配当や不動産など)の金額が10万円以下の場合	控除額…普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 ※適用には障害者手帳等が必要ですが ※同居特別障害者である場合は、特別障害者の場合の控除額30万円に、23万円を加算します
㉑配偶者控除	令和5年中にあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和5年12月31日現在(年の途中死亡の場合は死亡日)、生計を一にする配偶者で令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、事業専従者でない人	控除額…5頁計算表⑤に基づき計算した額
㉒配偶者特別控除	令和5年中にあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下で、事業専従者でない場合	控除額…5頁計算表⑤に基づき計算した額 ※㉑～㉒配偶者の合計所得金額欄に配偶者の令和5年中の合計所得金額を記入してください
㉓扶養控除	令和5年12月31日現在(年の途中死亡の場合は死亡日)、あなたと生計を一にする親族(6親等以内の血族及び3親等内の姻族)で令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、事業専従者でない人	控除額…一般扶養親族(16～18歳) 33万円 一般扶養親族(23～69歳) 33万円 特定扶養親族(19～22歳) 45万円 同居老親等(70歳以上の同居の親や祖父母) 45万円 老人扶養親族(70歳以上で同居老親等以外) 38万円 ※年少扶養親族(0歳～15歳)に対する扶養控除は廃止されました
㉔基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の場合一律にこの控除を受けられます。ただし、2,400万円を超える納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が通減し、2,500万円を超えると適用ができません。	合計所得金額 基礎控除額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし
㉕雑損控除	令和5年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有する生活用資産などが災害・盗難・横領などで損害を受けた場合(注)証明書等が必要ですが	控除額…下記のうちいずれか多い方 ・差引損失額－総所得金額等の10% ・差引損失額のうち災害関連支出金額－5万円 ※差引損失額＝損失額－保険金等で補てんされる金額

(マイナンバー)を記入してください。

種 類	控除の要件等	控 除 額 等
㉖医療費控除	令和5年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者や、その他の親族の医療費を支払った場合(注)明細書が必要ですが	控除額…(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額の5%又は10万円との少ない方の金額)を申告書の㉖に記入してください ※最高限度額200万円
㉗セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	令和5年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者や、その他の親族の医薬品の購入費用を支払った場合	控除額…(支払った購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円を申告書の㉗に記入し、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください ※最高限度額88,000円 ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、通常の医療費控除を受けることはできません

※医療費については明細書を、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・寄附金については、領収書、控除証明書を添付してください。障害者手帳、学生証は原本の提示、もしくはそのコピーを添付してください。添付のない場合、控除が受けられませんのでご注意ください。

※国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除(16歳未満の扶養親族を含む)の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類を添付または、提示する必要があります。また、令和6年度より、扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、留学による国外居住者、障害者、納税義務者から前年中に生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者を除き、原則として30歳以上70歳未満の者は除外されることとなりましたのでご注意ください。その場合、上記に加え、「留学ビザ等の書類」や「障害者手帳等」の提出または提示が必要となります。

計算表③ 生命保険料控除の計算

新契約(契約日が平成24年1月1日以降)…A		旧契約(契約日が平成23年12月31日以前)…B	
支払った保険料	適用控除額(一般・介護医療・個人年金ごと)	支払った保険料	適用控除額(一般・個人年金ごと)
12,000円以下	支払った保険料の全額	15,000円以下	支払った保険料の全額
12,001円～32,000円	支払った保険料×0.5+6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料×0.5+7,500円
32,001円～56,000円	支払った保険料×0.25+14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料×0.25+17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円

注意：●生命保険料控除全体(＝一般分控除額＋介護医療分控除額＋個人年金分控除額)の限度額は7万円です。
●旧契約のみに加入している場合、従来どおりBの計算が適用されます。
●旧契約と新契約双方に加入している場合、一般生命保険料分 および個人年金保険料分については、以下のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険契約	適用控除額(一般・介護医療・個人年金ごと)
新契約のみ	Aに基づき計算した控除額
旧契約のみ	Bに基づき計算した控除額
新契約と旧契約の双方について適用	AおよびBに基づき計算した新契約と旧契約それぞれの控除額の合計額(ただし限度額28,000円)

計算表④ 地震保険料控除の計算

保険料等の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料	50,000円以下	支払った保険料×0.5
	50,001円以上	25,000円
②旧長期契約	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円 15,001円以上	支払った保険料×0.5+2,500円 10,000円

* ①と②両方がある場合は①と②の合計額で25,000円が限度額です。保険料等の区分が①又は②のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとして計算します。

計算表⑤ 配偶者特別控除一覧表および同一生計配偶者について

区分	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除(老人対象者※)	48万円以下(48万円以下)	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)	控除額なし ^㉚
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除額なし
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円		
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円		
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円		
配偶者特別控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超				
	133万円超				控除額なし

※昭和29年1月1日以前生まれの配偶者

㉚ 配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。申告書に配偶者の氏名等を記入し、同一生計配偶者の欄に✓を入れてください。その配偶者が障がい者であれば障害者控除を申告することができます。

◎ 税額控除等の記入方法について（申告書裏面）

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分		円
住所地の共同募金会、日赤支部分		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

該当する寄附金がある場合、各欄に寄附した額を記入してください。
領収書または証明書を添付してください。
※平成26年度分から（平成25年1月1日以降に寄附された分）奈良県及び橿原市で条例指定分の寄附金がありましたので、ご注意ください。
ふるさと納税について、ワンストップ特例制度を申請されていても、納税先の地方団体数が5を超えた場合や、他の所得や控除の申告を行う場合には、当該寄附金の申告が必要となります。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所	
氏名									
個人番号									

○給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

該当される方は、下記の計算式より控除金額を求め、給与所得金額から差し引いた金額を⑥に記入してください。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

◎ 収入がなかった方、または非課税所得のみの方の記入方法について

申告書裏面下「17所得がなかった方の記載欄」の該当する欄を記入してください。

17所得がなかった方の記載欄（下記1～4のうち該当する欄へ記入してください。）

1. 私は下記の人に扶養されていた		
住所	氏名	続柄
2. 昨年中は学生であった（令和6年1月1日現在）		
学校名	年	月 卒業予定
3. 下記のいずれかの給付を受けていた。（該当する記号を○で囲んでください。）		
ア 遺族年金	イ 障害年金	ウ 雇用（失業）保険
エ 児童扶養手当	オ 労災保険	
4. 上記1～3に該当しない場合は、収入がなかった理由、生活費の入手方法を記入してください。（例 病気・失業・廃業・貯金・仕送り）		

15 上場株式等の市民税・県民税の課税方式選択の廃止

市・県民税が特別徴収されている上場株式等の配当所得や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と市・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度の市・県民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は、市・県民税でも申告不要となります。一方、所得税にて総合課税で申告を行った場合は市・県民税においても総合課税で申告したこととなり、所得税にて分離課税で申告を行った場合は市・県民税においても分離課税で申告したこととなります。
所得税で上場株式等の配当所得や譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は市・県民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。そのため、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

市・県民税額の計算方法

◎ 市・県民税の計算式

$$\left(\begin{array}{|l} \text{課税総所得金額} \\ \text{(総所得金額 - 所得控除額計)} \\ \text{(千円未満端数切り捨て)} \end{array} \right) \times \begin{array}{|l} \text{市民税所得割の税率} \\ \text{県民税所得割の税率} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{市民税税額控除} \\ \text{県民税税額控除} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{市・県民税配当割額控除} \\ \text{市・県民税株式等譲渡所得割額控除} \\ \text{(源泉徴収され、申告を行った場合)} \end{array} + \begin{array}{|l} \text{市民税均等割 3,000円} \\ \text{県民税均等割 1,500円} \\ \text{森林環境税(国税) 1,000円} \end{array} = \begin{array}{|l} \text{市・県民税額} \\ \text{森林環境税額} \\ \text{(国税)} \end{array}$$

（ ）内がマイナスになる場合は0

◎ 税率

市・県民税均等割及び所得割・森林環境税(国税)の税率

区 分	市民税	県民税	森林環境税(国税)
均 等 割	3,000円	1,500円	1,000円
所 得 割	6%	4%	

※市・県民税の均等割については、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円(市500円、県500円)が加算されていましたが、令和6年度からはこの臨時措置がなくなります。新たに森林整備やその促進に充てるため森林環境税(国税)が導入され、年額1,000円を市・県民税の均等割と併せて徴収されます。

分離譲渡所得の税率

課税所得の種類	市民税の税率	県民税の税率
一般の長期譲渡所得	3%	2%
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	2,000万円以下の部分2.4% 2,000万円超の部分 3%	2,000万円以下の部分1.6% 2,000万円超の部分 2%
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	6,000万円以下の部分2.4% 6,000万円超の部分 3%	6,000万円以下の部分1.6% 6,000万円超の部分 2%
一般の短期譲渡所得	5.4% (国等に対する譲渡3%)	3.6% (国等に対する譲渡2%)
株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
上場株式等に係る配当等	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	3%	2%
土地の譲渡等に係る事業所得等	7.2%	4.8%

◎ 税額控除

人的控除額の差に基づく調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の者					
次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額					
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額					
②合計課税所得金額					
合計課税所得金額が200万円超の者					
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額					
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額					
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額					
合計所得金額が2,500万円超の者					
適用外となります					
控除の種類	金額	控除の種類	金額		
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
	同居特別	22万円		老人	10万円
寡婦控除	1万円		同居老親	13万円	
ひとり親控除(母)	5万円	ひとり親控除(父)		1万円	
勤労学生控除	1万円	配偶者	48万円超50万円未満	5万円	
配偶者控除	一般	5万円	特別控除	50万円以上55万円未満	3万円
	老人	10万円	基礎控除	5万円	

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投 資 信 託 等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

寄附金控除

対 象	・住所地の都道府県共同募金会 ・住所地の日本赤十字社本部 ・都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金	・都道府県または市区町村に対する寄附金など
控 除 率	対象となる寄附金のうち2千円を超える部分に、次の率を乗じた額が寄附をした翌年の市・県民税から軽減 市民税…6% 県民税…4%	都道府県・市区町村に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、市・県民税所得割の概ね2割を上限として所得税と合わせて全額控除
控 除 対 象 限 度 額	総所得金額等の30% (都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	
適 用 下 限	2千円	